

議案第 27 号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例 (平成 26 年伊賀市条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

(伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年伊賀市条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。